

平成 1 7 年度第 2 2 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 8 年 3 月 2 2 日 (水) 午前 9 時 0 0 分
場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

第 2 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 3 月 2 2 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 5 6 号 議 案 八王子市立学校職員 (市費支弁職員) の懲戒に関する事務
処理の報告について

第 2 第 5 7 号 議 案 八王子市立学校長の措置について

第 3 第 5 8 号 議 案 八王子市立学校教職員の措置について

第 4 第 5 9 号 議 案 八王子市体育指導委員の委嘱について

第 5 第 6 0 号 議 案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
設定について

第 6 第 6 1 号 議 案 中学校日本語学級の設置について

4 報 告 事 項

・平成 1 8 年度における八王子市の特別支援教育の体制整備について

(指導室)

・包括外部監査結果に伴う対応について

(生涯学習総務課)

・平成 1 8 年度 生涯学習スポーツ部事業計画 (案) について

(生涯学習総務課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委員長職務代理者	（2番）	細野助博
委員	（3番）	川上克美
委員	（4番）	齋藤健児
教育長	（5番）	石川和昭

欠席委員（1名）

委員長	（1番）	小田原 榮
-----	------	-------

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田晴義
施設整備課長	穂坂敏明
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 兼生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	高橋敏夫

文化財課長	佐藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館 担当)	福田 隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	武田 ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館 担当)	森 文男
教育総務課主査	小柳 悟
指導室指導主事	千葉 貴樹
スポーツ振興課主任	檜 葉主敏

事務局職員出席者

教育総務課主査	志 萱 龍一郎
担 当 者	後 藤 浩 之
担 当 者	石 川 暢 人

【午前9時00分開会】

細野委員長職務代理者 本日は小田原委員長が欠席でございますので、私が委員長職務代理者として議事進行をいたします。

本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成17年度第22回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員を指名いたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、議事日程中第56号議案、第57号議案及び第58号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定によりまして、非公開にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

細野委員長職務代理者 異議がないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

細野委員長職務代理者 日程第4、第59号議案 八王子市体育指導員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課のほうから説明願います。

山本スポーツ振興課長 それでは、体育指導員につきまして御説明いたします。3月31日をもって任期が満了となります体育指導員について御審議いただくということで御提案申し上げます。

担当のほうからお話をさせていただきます。

檜葉スポーツ振興課主任 ただいま上程されました第59号議案について御説明申し上げます。

平成18年3月31日をもって任期満了となります八王子市体育指導員につきまして、鈴木一美外43名を再任とし、新たに村野純、三浦初恵、松岡美知江の3名を適任と認め、合計47名に、スポーツ振興法第19条の規定に基づき、平成18年4月1日付で委嘱しようとするものであります。

八王子市体育指導員は、定数49名以内とし、社会的信望があり、スポーツに関する深い

関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者を任命すると規定されております。また、地区体力づくり運営委員を長年経験され、スポーツに精通しているなど、以上を考慮し、選任したところでございます。何とぞ本案に御同意くださるようお願い申し上げます。

山本スポーツ振興課長　　ちなみに体育指導員につきましては、現在八王子市教育委員会、地域の総合型地域スポーツクラブづくりを進めておりました、そのことについて経験や知識の豊富な前任者、現在3月31日まで仕事をしていただいている方々に、基本的には残って地域活動のほうを推進していただくということで、この別紙のほうで、後からお配りしましたように、47名中44名が再任ということで、引き続きお願いしたいと、そのように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

細野委員長職務代理者　　はい、わかりました。

　　ただいまスポーツ振興課の説明が終わりました。

　　本案について何か御質疑ございますでしょうか。

　　3名の方を新しく入れられたんですね。それは、どういう理由なんですか。

山本スポーツ振興課長　　3名につきましては、引き続きということで地域にもお願いしていたところでございますが、転勤により八王子から転出した方とか、あるいは体調不良で引き続きできないという3名について、地域で別の方を推薦していただいたという状況でございます。

細野委員長職務代理者　　よろしゅうございますか、質疑のほうは。

　　では、御意見ございませんでしょうか。

齋藤委員　　事前に資料をいただいて、私もちょっと前に調べてみましたら、平均年齢を書くところになりますが、やはり50代の方がほとんどなんですね、34名。60代の方が4名いらっちゃって、あとは40代が8名、30代の方が1名です。やはり体育指導員というのには、高齢化かなという感じを受けたんですね。ただ、今も御説明あったとおり、これは、これからシステムを変えていく移行の段階であって、できる限り経験者を残したいという意向というのは、よく理解できます。

　　ただ、少なくとも私、自分の地域の中で見ていますと、ほかの地域までは、ちょっと申しわけない、分からないんですが、自分の住んでいる地域の体育指導員の方を見ますと、非常に激務というか、お忙しい。それで、定数というのは決まっているようですけども、この

あたり、今後また、いろんな役をつけたり、分割したり、いろんなことを考えられるんだと思うんですが、いわゆるワークシェアリングではないですけども、手当を半額にしても、委員を増員するというか、そういうほうが今後望ましいのではないかという意見を少し持っていますけれども、おそらく受けられている方も、手当は半分でもいいから人数を増やしてくれよというのが本音であるような、少なくともうちの地区の方は、そのようなことをおっしゃっていました。一つの地区に大体2名程度ですよ。

山本スポーツ振興課長 2名ですね。

齋藤委員 もうほとんどの土日、うちの地区の方々は働いていらっしゃるって、もう少し人数の増員というものを、今後ちょっと検討していったほうがいいような気がいたしておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

山本スポーツ振興課長 今の件につきましては、現在活動していただいている方々、ほんとうに激務であると考えております。今後、体育指導員のあり方を見直していく必要もございますので、職務の内容なども含めて検討していく中で、人数についても考えていきたいと、そのように考えております。

細野委員長職務代理者 もう一つ、予算の話がありました。予算をもっと増やしたらいいのではないかと、それから、手当を半額にする、そのあたりの金銭的な工夫はどうなんでしょうか。

山本スポーツ振興課長 金銭的な部分についても、当然人数をどうするかという、その中でも検討する課題だと、そのように思っております。

細野委員長職務代理者 地域ということでも、大事ですよ、これね。だから、その点では、少しいろんな工夫をお願いしたいと思います。

そのほかにどうですか。川上委員、何か。

川上委員 特にありません。

細野委員長職務代理者 それでは、ほかに意見もないようでございますので、お諮りしたいと思います。

ただいま議題になっております第59号議案につきましては、44名の再任と3名の新任ということで総数47名、任期は平成18年4月1日から20年の3月31日までということでございます。これで決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

細野委員長職務代理者 異議ないものと認めます。

よって第59号議案については、そのように決定することにいたしました。

細野委員長職務代理者 次に、日程第5、第60号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案については、教育総務課から御説明いただきます。

望月教育総務課長 それでは、第60号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてでございますが、指導主事を束ねる管理職を統括指導主事として設置するという規則改正でございます。

具体的な指導体制の内容につきましては、2枚目でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。ここの第4条第4項に、第4条は課長等の職ということで、これは教育委員会の課長職の職務名といいますか、それを設定するところでございますけれども、課長、室長、それから、次長、主幹というところの次に、第4項に、指導室に統括指導主事を置くことができるということで、1項、2項が「置く」ということに対して、3項、4項、次長・主幹もですけれども、同じように「できる規定」ということで、統括指導主事を置くことができるというふうに設定したものでございます。

それから、第9条の第4項に、これは第9条が課長等の職責でございますけれども、ここに統括指導主事は室長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理し、所属職員を指揮監督するということが、室長というのは課長職ではありますが、その室長の命を受けて所属職員、指導主事を指揮監督するということが、課長職としての、管理職としての職責をここで明示したということになります。

それから、第11条で、今度は指揮監督を受ける側のほうの指導主事について、その統括指導主事との関係を規定したものでございますけれども、指導主事は室長または統括指導主事の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理するということにしたものでございます。

内容につきましては、前のページに一部改正についてということで、改正理由とございます。もう既に御案内のとおりなんですけれども、指導主事、やはり、学校教育の学習指導といたしまして、教育課程の専門的指導を担当しています指導主事を統括して指導力の強化を図るということ、そのことを通じて、また、学校教育全体の充実、あるいは向上を図ろうというものでございます。

それから、資料のほう、もう1ページ追加で、図になったものがございますけれども、これで、統括指導主事の全体の職の中での位置づけを図にしたものでございますけれども、室長の規定の中で、第9条の第4項で統括指導主事は室長の命を受けということで、ほかの管理職、例えば主幹とちょっと異なる位置づけをしております。統括指導主事は、指導室長の命を受けて指導主事を指揮監督するというので、縦の線が出ております。それに対して、主幹というのは、第9条の第3項で、主幹は部長または参事の命を受けということで、学校教育部長とか、あるいは室長というのは、参事が同一の人格になっておりますけれども、人でありまして、参事の命を受けて主幹が所属職員を指揮監督することになる。これは、こちらの図にもありますように、この主幹職が、単に指導室の担当職員を指揮監督するだけでなく、指導室に直接かわらない、例えば現状でいいますと、学区調整等の仕事が、これ、例えば小海主幹と考えてよろしいんですけども、あることをちょっと想定していただきますとおわかりになると思うんですけども、直接には、部長から主幹に命令をして、主幹が学事課の担当職員を指揮監督するという関係になっているというところから、主幹のほうとちょっと異なった位置づけをしているということになります。

説明は、以上でございます。

細野委員長職務代理者 本件について何か御質疑ありましたら。

齋藤委員 今回のこの統括指導主事というのは、八王子市の職員として、八王子市が任命するということなわけですね、まず一つ確認なんですが。

望月教育総務課長 統括指導主事というのは、東京都のルールの中でと言うとおかしいんですけども、教頭級の指導主事を配置するということを希望する市区町村の教育委員会に対して、東京都が派遣をするんですけども、教頭級で、なおかつ管理職として管理職手当も支給して行くという場合は、東京都の考え方によりますと、そのまま充て指導主事ということで、都費を使った指導主事ではなくて、市が人件費も賄うという形での指導主事として設置するという考えに基づいているんですけども、統括指導主事以外に、市費の指導主事が2名ありまして、実際には1名増になります。この3名も、もちろん、市の教育委員会で任命しますが、それ以外の6人、充て指導主事と言っていますけれども、これは東京都が、都の人件費でもって指導主事に充てるという、身分上、学校の教員と位置づけながら、指導主事に充てることができるという規定の中で充てているものだが、この人たちについては、もちろん、市のほうで同じように任命する。市の教育委員会の指導室指導主事というこ

とで市が任命する、その点においては変わらないと。人件費をどこが持つかというところの違いはあるんですけども、指導主事として市教委が任命するという点については、全く変わらないというものでございます。

石川教育長 充て指導主事というのは、教諭をもって充てるというところから来ているんですよ。要するに、都の職員であるわけです。それ以外に、それぞれの自治体で独自に指導主事を持つことができるようになって、本市では、これで3人目の指導主事を持つということになるわけですね。6プラスの9名体制で今後持っていくということです。そのうちの1人を、管理職手当をつける統括指導主事、教頭格だということになります。

齋藤委員 この統括指導主事という制度については、まだちょっと私なんか、ぴんときないところが正直なところありますが、もちろん、必要な職務であるのならば、しっかりそこに置いて、いろいろと統括していただくことが必要であるのならば、ほかと別に比べる必要性はないとは思っています。でも、ちょっと気になるのは、他市区町村、八王子以外のところですね、その市区町村でもやっぱり統括指導主事というのは、当然置かれているのかどうか、それで、他の市区町村も、その点は八王子市と同じように各市区町村の費用で人件費を賄っているのかどうか、もし、あるのならば、そのあたりは把握なさっていらっしゃいますか。

望月教育総務課長 統括指導主事というのは、全部どの市も、先ほど申し上げましたように、各市町村の負担で設置するものです。17年度、今年度においては、23区の中では16区、26市の中では5市、置いてございます。来年度は、多分26市の中で12市ということになります。いずれも市で人件費を持つという統括指導主事でございます。

細野委員長職務代理者 お金の問題ではなくて、6人都費で、プラス3人市費でやったと、全部で9人だと、その9人の中で1人を統括という新しい職層にすることで、きちんと機能し、向上するということだからそういうことをやると思うんですけども、そのあたり、もう少し説明してほしいんですよ。どうして9人の中から1人、そういう形でのピラミッドをつくるのか、その説明をお願いします。

望月教育総務課長 現状でも、一番先任指導主事、頭の指導主事ということで、8人のうち1人がそういう役割を持って、統括して管理職級の仕事をしていますんですけども、現状では、待遇面だけでいいですよ、教頭級であるけれども、管理職手当なしでやっていただいているというのがあります。これを管理職手当を支給して、実際に職責からも、まだ具体的なところは決めていないんですけども、一定の決定できる権限も与えることによって、より

室長まで決裁とらなくてもやっていけるような迅速性もそこで持つことができるでしょうし、それから、自分のほうの責任を、権限と同時に責任が持てますので、下の指導主事に対して一層指導力を発揮することができるだろうという期待をしております。

岡本学校教育部参事 指導主事の任用制度が6年前から変わりました、今いる指導主事のほとんどが、いわゆるA選考の指導主事で、管理職候補者という位置づけできていますので、教頭職のものは、この6年が終わりますと、全然いなくなるんですね。そういう中で、旧選考の指導主事が若干残っておりまして、当然旧選考の指導主事は、教頭格にもかかわらず、管理職手当が出ていないというので、まず管理職手当を出して意欲向上を図るのが一つと、それから、先ほど申し上げましたように、A選考の指導主事は、5年間が終わりますと、学校のほうに副校長として基本的に戻りますので、教頭職の指導主事が1人も市のほうにいなくなるということで、都のほうで適任の者を市のほうに派遣をして、そのものを市費で、市のほうで人件費を出して配置をしていくわけです。これからは、先ほど申し上げました多摩地区18市のうちの12市は、都からの教頭格の指導主事が配置されることによりまして、ほかの若い指導主事を統括していき、指導行政の円滑化を図っていくと、そのような内容になっております。

細野委員長職務代理者 ほかに質問ございますか。教育長、何か補足説明。

石川教育長 補足すべきことであれば、本市のような大きな自治体ですと、指導室の仕事量がものすごく多いんですよ。例えば岡本室長の仕事を見ていると、学校の指導面だけでなく、人事管理もしなきゃいけないというようなことがあって、一部を統括指導主事に委譲することによって、今度室長が本来の仕事ができやすくなるだろうと、こういうことで必要だということです。

細野委員長職務代理者 はい、わかりました。

ほかに質問ございますか。

では、御意見どうぞ。

齋藤委員 今そういう説明を受けておりますので、必要性はあるんだろうと、私個人的には思いますけれども、ただ、やはり市費で、こういう形で置くということであるのならば、ほんとうにそこで与えられた任務がよく遂行されて、しっかりその職が行われるようなことを望みます。市民感覚から言うと、大変だというようなところはわかるけれども、やはり、こういう新しい制度を設けるといことは、それなりのところはしっかりとやっていただきたい

いということをちょっとお願いしておきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

細野委員長職務代理者 非常に前向きな言い方ですね。要するに、費用対効果をちゃんと考えるということです。これはもう、市民としては当たり前の話ですね。

ほかに御意見ございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

細野委員長職務代理者 ほかに意見もないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題になっております第60号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてを、今の御質疑、あるいは御意見をもとにして決定したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

細野委員長職務代理者 異議ないと認めます。

よって第60号議案については、そのように決定することにいたします。

次に、日程第6、第61号議案 中学校日本語学級の設置についてを議題に供します。

本件については、学事課から御説明いただきます。

小泉学事課長 ただいま上程されました第61号議案 中学校日本語学級の設置について御説明いたします。

本議案は、東京都の公立小・中学校日本語学級設置要綱に基づきまして、市立打越中学校に、中学生対象の日本語学級を、平成18年4月1日付をもって設置しようというものでございます。

設置の目的でございますけれども、東京都の要綱にありますように、在日外国人生徒等で本市立の中学校に在籍する者のうち、日本語能力が不十分な生徒に対して、日本語の習得を目的とする授業を行うことによりまして、通常の教科についての学習理解と生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るということでございます。

前回の定例会で、設置に至りました経緯について御報告いたしましたけれども、改めて概略御説明をさせていただきます。

日本語能力が不十分な児童・生徒への現在の市の対応でございますが、小学生につきましては、転入当初の段階で語学に堪能な指導員の在籍校への派遣、それから、第六小学校に設置してあります日本語学級への通級による日本語指導、それから、教育センターのほうで実

施しております巡回指導ですね、この3つで対応しております。

それから、中学生につきましては、転入当初の指導員の派遣と、教育センターの巡回指導で対応しております。中学生の場合には、現在中学生対象の日本語学級がございませんので、これにかわる指導上の対応といたしまして、転入当初派遣する語学に堪能な指導員の派遣日数を延長することで対応してまいりました。

しかしながら、最近の傾向といたしまして、中学生になってから入国するものが増えてまいりまして、中学生対象の日本語学級の設置を求める現場の声も高いものがありました。行政といたしましても、設置の必要性は感じておりましたけれども、都の学級編制基準であります10名という生徒が確保できないということから、これまで設置を見送らざるを得ないという状況にございました。

こうした中で、私どもで18年度設置を考えた場合に、10名の生徒が確保できるかどうかということを調査を行いましたところ、これをクリアできるという見込みが立ちましたので、18年度設置に向けて準備を進めてきたところでございます。現在、本年4月1日の設置というところで、支障なく準備を進めております。

なお、通級予定生徒数でございますが、現時点で21名、前回の報告時点では20名と申し上げましたが、1人増えまして、21名でございます。1クラス20名という都の学級編制基準でございますので、現在のところ2クラスということで開設の予定をしております。

本日は、設置について議案として上程いたしまして、教育委員会として設置の決定をいただきたいというところでございます。

説明は、以上でございます。

細野委員長職務代理者　　ただいま学事課の説明は終わりました。

この件について何か御質疑ありましたらお願いいたします。

川上委員　　先ほどの説明で、通級の日本語学級ということでしたけれども、今度この中学校に2クラスつくるということは、普通の学校の勉強以外にそこへ通うということですか。

小泉学事課長　　この日本語学級は、いわゆる身障学級と同じように、形態はずっと通級ということになっていますので、生徒は必ず原籍校があって、そこで授業を受けて、必要な時間に日本語学級に通ってくるという形態でございます。

川上委員　　日本語だけを勉強するんですか。

小泉学事課長　　設置の目的は、日本語の習得を目的とする授業ということで、それを行うこ

とによって通常の教科の学習理解を早めるというところで、そういう教育効果をねらっているというところでございます。

川上委員 教科の授業は原籍校で受けるということですか。

小泉学事課長 基本的に原籍校で受けます。

川上委員 通常の授業のほかに日本語学級に通うということは、子どもたちにとって時間的なことは大丈夫なんですか。負担にならないんですか。

小泉学事課長 今の第六小学校の例でいいますと、大体週2回、1回2時間程度が一応目安ということですが、これは、その子ども、対象者、児童に合わせてカリキュラムをつくるということですので、それは一応目安ということですので、中学校の場合、必ずしもそのとおり週2回2時間という形で決めつけて設定するということじゃございません。

川上委員 わかりましたけれど、例えば週2回ということは、原籍校の授業以外にということですか。原籍校のプログラムの中に組み込まれるんですか。

小泉学事課長 原籍校の授業と別にやります。

川上委員 クラスが開かれる時間帯はどういった感じになるんですか。

小泉学事課長 カリキュラムをつくって、通級してくる、だれだれは、何曜日の何時とか、そういう形で時間をずらして組んでいきます。

川上委員 全員一緒に集まってやるわけではないわけですか。

小泉学事課長 そうですね。全部で21人いますけれども、それが、ある日のある時間帯には5人いたり、3人いたりとか、そういう、ばらばらに来るということになると思います。

川上委員 そこに通っている先生は、1週間ずっとそのことだけに対応するということですね。

小泉学事課長 そうです。

細野委員長職務代理者 ほかにいかがですか。

齋藤委員 一応私もその件についてもう少し詳しく確認なんですけれども、ということは、必要に応じてということになると、毎日この打越中学校に通ってもいいということで判断してよろしいですか。例えば、ある生徒さんが、在籍している学校で授業を聞いていても全くわからないと。ですから、やっぱり日本語学級で、まず日本語をマスターしたいんだという意志を持っていれば、必要に応じてと今おっしゃったわけですから、一応目安として週に2回、1回2時間ということが目安としてあるということですが、それはあくまでも目

安であって、本人がどうしてもそこに行きたいということであれば、毎日通ってもいいというふうに判断してよろしいですか。

岡本学校教育部参事　　1クラスにつき2人の教員が配置されますので、例えば1人の生徒が週4時間だといたしますと、例えば10人いますと40時間になりますので、2人の先生で週当たり40時間といえますと、普通学校の先生方の持ち時間が大体週当たり20時間前後でございますので、それで、2人の先生の配置の担当の時間は大体目いっぱい、1週当たり目いっぱいになりますので、基本的には週当たり4時間程度で今対応していただくのが現実かと思っています。ですから、それ以外に、もしもさらに日本語の習得、あるいは教科指導を含めて、必要な場合には、ボランティアの方をお願いをして、原籍校に行っていたるか、あるいは無料時間を1時間か2時間超えて来れるお子さんについては、日本語学級のほうにボランティアの方に来ていただいて、対応していただくと。その辺は弾力的に、そのお子さんの日本語学級への通級のための時間確保の面なども含めまして、可能な限り柔軟に対応していくと、そういう方向になるかと思っています。

齋藤委員　　これ、前回出たときも、私発言させていただいたんですけども、やっぱり今のお答えなんか聞いても、ちょっと歯切れが悪いんですよ。何かやはり、できる限りとか、そういうお答えが前回もあって、具体的な策が必要なんじゃないかというようなことを、私、前回も意見を言わせていただいたと思うんですけども、東京都の設置基準というものがやっぱりどうしても前提にあるんだと思うんですが、前にも言いましたけれども、この間の市長も出ていた元気フォーラムでも言っているとおり、これからの国際化のことも考えたり、今現在、八王子市でも8,000名ぐらいの外国人の方々がいらっしゃるというようなことの中で、やはり東京都の設置基準に従うんじゃなくて、やっぱり八王子市独自のいわゆる対応策というものを具体化しておかなくてはもう間に合わなくなってくるんじゃないかと思えます。ですから、できる限りやるとか、ボランティアの方をどうするとか、具体策が見えてこないんですよ。前回のときにやっぱり細野委員も、多摩ネットワークのほうなどを使いながら、大学との連帯というのかな、必要なんじゃないかという発言も言っているわけですよ。何かその間、今、市議会で忙しい時期だったろうから、今すぐというわけではないんですけども、早く、そういう大学などとの連帯というものは、具体的に何かしたのか。やはり、今言うように、東京都の設置基準に従っている限りは、あとはボランティアをお願いするしかないわけでしょう。だったら、もう少し八王子独自の施策というものをどん

どんつくっていかないと、追いついていかなくなるんじゃないかなという感じが私はしているんですけども、そのあたり、前回から質問していても、お答えができる限り考えていますというようなところで終わってしまっているんですよね。非常に歯切れの悪さを感じていて、大丈夫かなという不安はあるんですけども、対象者は、これからどんどん増えるわけでしょう。

岡本学校教育部参事　ここで中学校のほうにも日本語学級ができるということでございまして、中学校の日本語学級ができるのは、多摩地区では八王子が初めてでございます。そういうこともございますので、小学校、第六小のほうにございますけれども、小学校の日本語学級、それから、中学校の新しくできる打越中の日本語学級の先生方と、それから、在籍校の管理職、あるいは担任の先生方、それから、私ども教育委員会の担当で定期的な連絡会を開催いたしまして、その中で、それぞれのお子さんの個別の指導計画に合った対応をどのように進めていけばいいかということを具体的に検討していきたいということが、まず一つございます。

それから、これまで学事課のほうで持っていた指導員の確保のほかに、教育センターのほうに都の嘱託員の方2名で巡回指導をしておりましたけれども、18年度はその方を4名に倍増いたしまして対応していきたいと思っておりますので、先ほどの連絡会の機能をまず有効に働かせることと、それから、学事課の持っている人材、それから、私どもで来年度より実施していく巡回指導員の巡回を合わせまして、その子の個別の指導計画に沿った対応を進めていく方向で、今準備を進めているところでございます。

川上委員　外国から来て、日本の学校へ行くということになりますよね。その生徒さんの側に立ってみると、日本語が全くわからない生徒だとすれば、わからない授業で1時間目から6時間の授業を受けて、その後、日本語学級に行くことになるんですか。それが週2回ということですか、今、ここで言われていることは。

岡本学校教育部参事　例えば20人の生徒さんの個別の指導計画に基づいてやるわけでございますけれども、6時間目が終わって、皆さん、来るわけではなくて、1時間目から来るお子さんもいれば、3時間目、4時間目に来るお子さんもいれば、5、6時間目で来るお子さんもいらっしゃいます。その辺は、ご家庭のほうとの調整になります。

川上委員　家庭と調整というのは、どういうことですか。

岡本学校教育部参事　保護者の方と、それから、本人と、それから、学校のほうでよく相談

をして、どの時間に一番通えるのかということも含めて打越のほうに通っていただく、そういう計画をまずつくらなくてははいけませんね。

川上委員 一人一人つくるんですか。

岡本学校教育部参事 はい。そうでございます。

川上委員 そうなると、例えば片道2時間を使って打越中学校に通うとなれば、往復4時間は原籍校の授業を受けないでこっちへ来るということになりますね。

細野委員長職務代理者 時間もったいないですね。

川上委員 時間もったいないということよりも、中学生の場合でしたら、その場に入ってわからないことを聞いていて、みんなと同じように受けていて、その後、そのわからない部分を今度は補習なりで補っていくというのは、いいような気もしないでもないですが、やはり、自分の行く中学校に行く前に、1週間なり2週間なりというのは日本語だけを勉強させるというシステムというのを築いていくのが一番と思います。私のいるところでは、若い人が留学すると、その授業についていくだけの、その学力がなければまず行けない。例えば自費で行った場合には、その前に外国語なり、その国の言葉を学んで、ある程度授業についていけるという条件がついてから、そこへ入る。義務教育のことですから、そのところをどう判断するか、ちょっとわかりませんが、今聞くと、あまりにもあちこちでエネルギーを使い過ぎるような感じがするんですね。

岡本学校教育部参事 したがいまして、先ほどの連絡会等を通じまして、まず御指摘があったように、事前に集中的にやることも必要かと思えます。それから、わざわざ日本語学級に来るのではなくて、在籍校での授業の場面で、授業を受けながら、アシスタントティーチャーのような形で授業の内容について、日本語を習得しながら教科の内容が理解できるような、個別の支援ということも含めて考えていく。そのような形での個別指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

細野委員長職務代理者 よろしいですか。

では、意見へ行きましょうか。はい、どうぞ。

齋藤委員 同じような話になってしまうんですけど、やっぱり、最初から言っているとおり、人的配置のことを考えても、とにかく、予算が85万8,000円という、非常に単位が1桁、2桁違うんじゃないかという費用しか獲得できない今の現状の中で、非常に苦しいということはわかるんですけども、ほんとうに何か見切り発車的なものを、私感じちゃう

んですよね。今の岡本参事のお答えも、検討会の中で何とかしていきたいという歯切れの悪さをどうしても感じてしまう。やっぱり、具体策をどんどん出していかないと、今、川上委員もおっしゃったとおりに、やはり週に2回しか来れないのであるのならば、在籍校の中で、ほんとうに具体的にどうバックアップしていくのか。どう考えても、全く言葉もわからない子が、ほんとうに6時間授業を聞いているほど苦痛なことはないですよ。それが今の体制では、週に2回、1回2時間程度しか打越中学校に受け入れ体制がないわけでしょう。そうすると、あとの時間はとにかくぼうっとしているということになっちゃいませんか？ 早く、とにかく具体案を出して行ってやらないと。何かそのあたりのところの具体策が、私にはあまり見えてこないんですよ。

小泉学事課長 在籍校での日本語指導につきましては、教育センターの巡回指導員が今度人数も増えるということで、この方を活用していく中で、原籍校での教科を学びながらの日本語指導というのも当然進められると思いますし、設置された日本語学級での授業、もちろん、日本語の指導というものもございますから、原籍校と日本語学級とが連携をとりながら、効果的な指導をしていくということと、もう一つ、先ほどお話ししましたように、転入当初、30時間、母語に堪能な指導員をその子どもにつけまして、いわゆるマン・ツー・マンでつけまして、日常会話だとか、生活習慣とか、そういうような日本の生活への導入というところでのサポートといいたいでしょうか、そういうことは今後もしていくということですので、来て、何も、右も左もわからない状態で突然クラスの中に送り込まれるということではなくて、時間的には30時間という短い時間ですけれども、例えば1日2時間とか、あるいは3時間とか、場合によっては1時間とかと小刻みに切って、一月とか、そういう間、その指導員がその子どもについて、マン・ツー・マンでの指導をしていくという体制は今後も続けていきますので、最初の導入当初の30時間の指導員のサポートと、それから、巡回指導員、それと日本語学級、こういうものを今定期的に連携をとりながら、全体としてその子どもの日本語習得を早めていくという方向で、その中の核として日本語学級が機能すると考えております。

川上委員 30時間ということは、決まっていることですか。

小泉学事課長 当初外国人登録をして入ってまいりますと、学事課のほうで就学措置をするわけですけれども、そのときにヒアリングをしまして、その子どもが、日本語ができるのかできないのか、そういうことを状況聞きまして、日本語指導員をつけるべきだと判断された

場合に、つけます。

川上委員 逆に、指導員が生徒に過剰に関わるとすると語弊がありますけれど、子どもの頭はやわらかいですから、あっという間に言葉を覚えますし、指導員が全部しなければならぬことではないと思うんですね。友達ですとか、クラスの仲間というものの指導というものが、コミュニケーションというものが一番大きいのではないかと思いますので、制度は制度として整えなければいけないと思いますけれど、受け入れるというクラス、学校の対応といえますか、その気持ちのほうが一番大事なのではないかなと思います。もちろん、制度として、そちらはきちんとしなきゃいけない。ですから、本来は、どこへ入ってもすっとなじんでいけるはずの年齢ですし、それから、あまりにも片一方で言っていることと、実際にやられていることが違うと、戸惑いのほうが大きくなるから、本来はそこになじんでいくほうが先なのかなというふうな感じもしますね。

小泉学事課長 おっしゃられるとおり、その子ども個人個人によって、性格も違うし、能力も違いますし、いろいろ差がありますから、やはり、個々の生徒に合った指導ということの中で日本語学級を考えていくということで、やみくもに30時間を過ぎたらすぐ日本語学級に送り込むということではないと思います。やっぱり、その子どもの、例えば30時間つけたら、急に日本語の理解が深まったという場合もあるかもしれませんし、その場合は、もう日本語学級は必要ないということだと思います。

齋藤委員 私も意見として、ぜひ、細野委員長なども言ってくださっていらっしゃるので、大学などとの連携も考えた八王子独自の対応策というものを、やはり、じっくり時間をかけてでも、今後のことを考えて、今からつくっていくべきだと、私は思います。やはり、まだまだこれからどんどん増えてくると思うんですよ、国際化にもなってきますしね。東京都の設置基準というものにばかり縛られているのではなくて、八王子市として、独自にどういう対応を考えていくのかというものは、これから必ず必要になってくると考えるんです。やっぱり、早くからそういうものについて検討していただきたいし、この21名の子たちにとって、打越中学校にできることは、私非常にすばらしいことだと思っていますので、多摩でもほんとうにいち早く取り組んでいるわけですから、どういうふうになっていった現状というものを、しっかり今後も折に触れて経緯報告をしていただければありがたいなと思いますし、また、その中で、八王子独自の、大学との連携も考えた対応策というものを示していただけるとありがたいと思います。それはぜひ、私からのお願いということで、今後も見

守っていきたいと思っています。

岡本学校教育部参事　　今、大学との連携というお話がございましたが、今年度も18人ほどの大学生が、日本語の指導の関係で既に学校のほうに入っていていただいておりますので、その辺さらに充実を図っていきたいと思っております。

細野委員長職務代理者　　今、在日外国人が約8,000人と言ったけれども、八王子なんかでも、これから中国とか、インドとか、そういうところから結構来ると言うんですよ。そうすると、今中学生だけでしょう。小学校4年生か5年生ぐらいから来る人たちもいると思うんだけど。そういう小学生のことも考えてほしいなと思います。これは、少し戦略的に考えてほしい。八王子の公立学校の国際化、これはもう市長部局も入れてということになるかもしれないけれども、それぐらいの重い問題だと、私は思っています。

よろしいですか、あとは。

川上委員　　組織ですとか、規則ですとか、そういうものを整えるのも当然必要なことだと思いますけれども、先ほども申し上げたように、そうした子どもたちがスムーズに入れること、これを大事にしほしいですよ。私は横浜でしたので、いろんな国の人が一緒のクラスに小学校のときからおりましたので、そんなに違和感ないんですよ。あまり神経質にならなくても、大丈夫とは思いますが、今、社会が違いますから、皆さんの考え方が違うからということもあるかもしれないですけども、子ども同士は、すぐ慣れるといいますか、そんなに心配していません。

細野委員長職務代理者　　ただ、アメリカあたりの公教育もそうだけれども、英語が第二外国語、だから、今度日本にいと、日本語が第二外国語の人たち、つまり、外国人ね、それだけの特別の支援教育をやるわけですよ。というのは、国語力というのは一番大事だと。皆さんも、それはわかると思うんです。そういうときに、どういう形で日本語能力というのを急速につけさせるのか、頭のやわらかいときに。とっても大事な話なんですよ。

川上委員　　変なものにならないようにしなければいけないですね。

細野委員長職務代理者　　これからますます増えると思うんだけど、これは、ほんとうだったら教育委員会だけで戦略的にこのプロジェクトチームをつくってもいいんですよ。それができないんだったら、市長部局も入れてやる、その予算も利用する、それぐらいのことをやらないといけないと思うんですよ。

よろしいですか。ほかに意見ございませんか。

齋藤委員　やはり、これが現実化していきますと、受け入れ側の先生方、一般の先生方だとか、校長会とか、この先生方は、今現在、この打越中にできる中学校の日本語学級について、どのくらいの現状ということ把握して、受け入れ体制、いろんな学校にも在籍するわけですよ、認知して、協力体制がちゃんと整っているかどうか。

岡本学校教育部参事　実は平成17年度の初めに、今在籍している児童・生徒で、日本語の理解が十分でないという生徒の数を、教育センターの担当者のほうで調査いたしましたところ、二十数名という数字が上がってきておりまして、17年度は、そういう生徒さんを中心に対応を進めておりましたので、その辺、学事課と連携して、学校の在籍の状況については確認してございますので、まず連携はしながら進めてきたわけでございますけれども、ここで日本語学級が打越中にできることにつきましては、学事課と連携いたしまして、校長会、あるいは幾つかの学校を回りまして、その辺についての方向性については何度も協議をしてございますので、御理解は深まっていると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、そういう連絡会をつくって、さらに充実を図っていくなどというのは、打越中の校長先生からの発案でもございましたし、それから、現在あります六小の校長先生のほうにもお願いしてございますので、御理解いただきながら、来年は連携を深めた形で進めていけると考えております。

齋藤委員　何を言いたいかというと、ちょっと心配なのは、川上委員がおっしゃったように、横浜あたりだと歴史が違いますから、そういうところでは、もうそういう外国人の方々がいらっしゃるのは当たり前のような世界の歴史の中と、八王子市が初めて今回こういうものを取り組んできたときに、現場の先生方が今忙しい、また、ちょっと違った話にもなっちゃいますけれども、時間の余裕がない中で、私はちょっと不安に思っているのは、そこでまた、そうやって外国人の方々現場に来たときに、やっぱり、一般の先生方や、その校長先生が、仕事が増えることについて拒否的になってしまっちはいけないなということを少し心配しているんですよ。そこら辺をやっぱり、しっかり指導して行って、受け入れ体制をしっかりとっていかなければならないなと思っているので、そのところがちょっと心配だったものですから、発言させていただいたということです。

細野委員長職務代理者　重要な話ですね。また余計な仕事が増えた、本来の仕事ができない、ただし、情報も必要だと、どうするかということ少し考えてほしいですね。それから、いつごろまでにそれをやるのか、それから、打越中だけでいいのかどうなのか、今までの教育

効果はどうなっているのか、ぜひ皆さんでお調べいただきたいと思います。

ほかに意見ございますでしょうか。ございませんか。

では、ほかに御意見がないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題になっております第61号議案 中学校日本語学級の設置について、ただいま御意見いただきましたけれども、設置することにしたいということの決定に御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

細野委員長職務代理者 異議ないものと認めます。

よって、第61号議案については、そのように決定することにいたしました。

細野委員長職務代理者 続いて報告事項になります。

指導室から順次報告願います。指導室から説明お願いいたします。

小海学校教育部主幹 それでは、平成18年度における八王子市の特別支援教育の体制整備について御説明いたします。

まず17年度の取り組み状況でございますけれども、特別支援教育重点校を小学校20校、中学校6校へと増やし、地域も5つのブロックに分け、ブロックごとに課題を設け、研究・検証を行いました。また、小中全校に対しまして、学校全体での知見を深めるため、それぞれの学校での取り組みを、核となる特別支援教育コーディネーターに対して、実態に即した事例研究を中心とした研修を行うとともに、全教員を対象とした研修を、パワーアップ研修会、管理職も含めた研修会などを実施し、教員一人一人の理解を深めております。また、学校外部から支援する方策として、NPO法人と契約しての学校巡回相談を実施し、児童・生徒の軽度発達障害に対しての専門的助言を行っております。

取り組みの概要につきましては、配付いたしました資料のとおりでございますけれども、詳細につきましては、この後、担当指導主事のほうから説明をさせていただきます。

重点校26校それぞれの取り組みを簡単にまとめたものも、今回資料としてお示ししております。それぞれの学校で実態に即した取り組みを行った成果が上げられております。

市民・保護者への周知につきましては、資料にもございますリーフレットを作成いたしまして、学校を中心に配布をいたしました。また、この1月には、八王子市特別支援教育中間報告会を実施いたしました。その他、学校独自の取り組みとしまして、保護者対象の説明会

を実施している学校もございます。

今後の体制整備の前提となります国の動向につきましては、昨年12月、中央教育審議会から、特別支援教育を推進するための制度のあり方についてと題する答申が示されましたけれども、盲・ろう・養護学校の役割、機能についての再編成といった内容で、そういうものが主でございます。小・中学校への明確な制度整備は示されていない状況でございます。

本市といたしましては、引き続き国や東京都の動向を参考としながら、本市独自でできることを見据えて、18年度の取り組みを実施していきたいと考えております。この点につきましても、この後、説明させていただきます。

また、東京都から受託しております副籍モデル事業につきましても、17年度は、都立盲・ろう・養護学校近隣5校の希望者全員、これは小中合わせて45名となりますけれども、この全員につきましても、交流を図りました。この取り組みも、18年度継続していく予定でございます。

私のほうからは以上ですけれども、引き続き担当指導主事から補足説明を行います。

千葉指導室指導主事 では、私から、今年度、また、2年間取り組んできた成果と、それから、来年どんな方法でいくのかと、大きく2点について説明をさせていただきます。

まず1点目でございます。リーフレットがあるかと思いますが、そちらをごらんいただけますでしょうか。今、主幹のほうからも説明がありましたように、ことしの1月20日に、市民向けの説明会をおこないました。そのときに、一番最初に配布させていただいたのが、このリーフレットでございます。

この内容は、この2年間、重点校を中心といたしまして、取り組んできてわかってきたこと、例えば1ページ目は、いわゆる課題のある、特別な支援を要する子を、学校がどのようにとらえたらいいのかということ、まとめたものでございます。

2枚目よろしいでしょうか。こちらが、特に重点校で実施をしていく中で、どのようなことを基本的な姿勢として大事にすればいいのかというようなこと、各学校から上げられてきたものを、一つにまとめたものでございます。また、その軽度発達障害の特別な支援を要する子に対して、どんな支援をすること、どんな対応をしていくことで効果が生まれるのかということ、まとめたものでございます。

その右側です。こちら、重点校で実施をしてきている学校段階の連携ですとか、校内でのさまざまな組織及び関係諸機関との連携をどのように行ってきたのかということ、一つ

のモデルとして挙げたものでございます。

次に、見開きでございます。こちらが、本市でこの2年間、特に今年度どのような体制でやってきたのかということをもとめたものでございます。八王子市の場合は、非常に広範囲ですので、重点校、または重点地域というものを指定させていただきまして、その中でさまざまな特色を持ってやってまいりました。

今年度は、1群から5群までございまして、昨年度は1群のみでしたけれども、今年度は少し対象を広げたという形で、こういった目標をかかげました。例えば3群は、今年度からというところで、また、心身障害学級の設置をしていないという状況なんですけれども、コーディネーター連絡会を通しまして、養護学校のコーディネーターの方にも参加をいただきながら、実態把握をどのように行ったらいいのかと、また、どんな支援が重要なのかというようなことを理解していく。

また、中学校も、今年度新たに5校増えまして、また、小学校とは違ったような課題についても見ながら、少しずつ成果を上げているところでございます。

また、特別支援教育の研修体制の整備ということで、重点校のみならず市内全小学校、中学校の組織的な取り組みがより推進できるようにということで、特別支援教育コーディネーター研修会というものを、今年度新たに1回多く開催させていただきました。

また、意図的、計画的に研修が進められるようにということで、のぞみ発達クリニック等との連携を図りながら、研修の充実を図らせていただきました。

また、先進的な実践といたしましては、研究推進委員会の心身障害教育班を中心といたしまして、通常の学級と、それから、心身障害学級の連携というものに視点を当てた実践例を提示するとともに、個別指導計画の一つのフォーマット、ひな形をお示しいたしまして、それを参考にしながら今年度提示していく。

それから、次のページをごらんいただけますでしょうか。こちらは、副籍モデル事業ということで、今年度は、都立盲・ろう・養護学校で、希望する学校につきましては、すべて受け入れをするということで、全体で45名を受け入れまして、それぞれの個々の状況、子どもの実態に即した交流を実施しました。

ただ、交流教育を推進するというよりも、その子どもが地域の中で維持・継続を図っていくことに重点においた取り組みをおこなっております。

簡単ではございますが、この2年度取り組んできたことについて報告させていただきますし

た。

では、もう1枚、平成18年度における八王子市の特別支援教育の体制整備ということで、来年度に向けてどんなことを学校で取り組んでいくのか、また、市教委としてどんなことを重点的に取り組んでいくのかということについて御説明させていただきます。

先ほど主幹からも説明がありましたが、国及び都の動向を踏まえていきますと、本市における、もう現に設置をしておりますコーディネーター及び校内委員会が、より充実を図った取り組み、体制整備を行っていくことが、来年度大きな課題になるかと考えています。

ここで八王子市の全小・中学校で取り組む内容といたしましては、校内委員会を充実いたしまして、また、巡回相談等を活用して、実態把握を行い、そこから児童・生徒にどんな支援を組織として取り組んでいくのかということが実践的に行えるようにすることが、重要なことだと思えます。

また、特別支援教育コーディネーターの役割もさまざまあるところなんですけれども、大きく丸印で示しました3点について、各学校が取り組んでいくことにより、また、各学校の状況に即して、コーディネーターのみならず、さまざまな組織と関連性を持たせて取り組んでいくことが重要だと思っています。

裏面をごらんいただけますでしょうか。それでは、そのような学校の取り組みを支援する方法といたしまして、まず来年度体制整備の方針として、市立全小・中学校の体制整備を推進するための理解啓発及び人的支援体制の強化を図っていくと。今年度までは、どちらかというと重点校、重点地域の実践を他の学校に広めていくというところに重点を置いてまいりましたが、今年度は実質的な部分で、全小・中学校の体制整備を強化するということが大きな課題でございます。そこで、もちろん、重点地域、重点校、先進的な取り組みを続けているところですが、来年度は、重点校は増やさないということです。

そこで、各学校への直接的な支援といたしましては、専門家による巡回相談の充実を図ってまいりたいと思います。そこで、最低学期に1回、つまり年間を通して3回は、各学校に1回は巡回相談を実施して、各学校の実態に即した形での活動をしていただこうと考えています。その各学校への巡回相談の派遣の内容につきましては、各学校から、実態把握及び校内の実態等の年間計画等を5月までに上げていただいて、それに基づいた、6月以降、実施していきたいと考えています。

また、研修会の充実といたしまして、今年度同様、事例に基づいたコーディネーターの研

修及び職層に応じた研修会の充実を図るとともに、学校支援ボランティア等を対象にした研修会の実施を図っていきたいと考えております。

具体的な派遣計画につきましては、次のページをごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

細野委員長職務代理者 何か質問ありますか。

齋藤委員 来年度の体制整備に向けた方針ですね、これを読んでちょっと期待はしたんですけども、つまり、事前にいただいた資料の後半のほうに、各学校の実践内容が全部書かれていましたから、一通り読ませていただいて、確かに先生方の考え方が随分変わってきたという大きなメリットが出てきたことは、よく理解できました。ただ、やはりどこの学校も、おしなべて書いてあるのが、人的支援の必要性を訴えていますね。ここで言う人的支援というのは、今発表した専門家が各学期に1回行く、これに今、こうなったんですね、今の説明ですと。今、各現場の先生、学校が求めている人的支援で、専門家が学期に1回相談に来るとのことだと理解しています。

小海学校教育部主幹 何度かこういうお話をいただいている中では、それぞれの学校で、やはり人的な支援策が欲しいということが、たびたび学校から聞こえてきますけれども、具体的には、やはり、ここで申し上げたとおり、専門家の巡回相談受け入れについて、それで教員の知識・理解、児童・生徒に対する考え方ですね、課題のある児童・生徒に対する知見を深めていただくというのが一番かなとは思っております。あとは、やはり教師も、そうはいっても、どうしても対応し切れない部分について求められるところがございますけれども、これについては、ここで体制整備としているのは、やはりボランティアさんにある程度活用するような形になるかなと思います。ですから、それぞれの学校でどのような形で福祉にかかわるボランティアさんがいらっしゃるのか、そして、そういう方について、どういう形でそれぞれの学校に入らせていただいている、そして、どういう効果が上がるかというところを、この最後の1年でもう少し深めて検証していくということに考えております。

そして、将来的にはやっぱり、国・都が人的な支援策というのを打ち出すのが一番だとは思っておりますけれども、そこまで、平成19年度本格施行になったときに期待できるかという、今のところ難しいのではないかなと。まだはっきりはわかりませんが、難しいのではないかなということになるかと思っております。そうしますと、やはり外からの支援ということでしたら、そのボランティアさんをいかにそれぞれの学校に組み合わせて、そのボ

ランティアさんも、やはり能力を発揮していただいて、それぞれの学校に対応していただくのが一番現実的な対応かなとは思っています。

齋藤委員　　ちょっと今のお話でも不安になるのは、今回いただいた資料の中で、八王子市教育委員会に寄せられたさまざまな声を紹介しますというページがありましたよね。その中の3つ目の事例、やっぱり私、ここが問題なんだということで、興味深く読ませていただいたんですが、この中では、アスペルガー傾向の小学校1年生の学級の担任の先生からの訴えですよね。ボランティアの方に来ていただいた。マン・ツー・マンでついていたいたんですが、余計悪くなったという意見が出ていたんですよ。やっぱり今言われているボランティアの必要性というのは、もちろん、わかるんですけども、何でもかんでもボランティアというのでは、ちょっと危険性もあるというのがこのところに一端が出てきたというのが、やっぱり専門家の方々、この方々ができる限り学校に行っていたきたいというのが現場の声じゃないかと、私思うんですよ。きょうの資料にある予算請求額の445万2,000円と、その下の148万8,000円というのは、これはどこに対する予算請求額です？

小海学校教育部主幹　失礼しました。ちょっと文言が、ここは要求額となっていますけれども、これは既に確定しております。

齋藤委員　　せっかくこれだけの予算が取れているのであるのならば、それでも、ほんとうに今、いつもお金の話になってしまっていますけれども、やっぱり、教育というのはどうしてもお金がかかって、足りないなというのは、実感としては感じます。おそらくその辺は、小海主幹も、ほんとうにつらいところだと思います、少ない予算の中でいろいろと考えていかなきゃならないのは、でも、今でも、両方足せば600万円近いお金があるわけですから、学期に1回専門家が巡回するだけではなくて、もっと何かうまい活用の仕方があるような気がするんですけどもね。今現場が求めているのとは、ちょっとずれがあるような感じをしているのは、私のほうがずれているのかな。

小海学校教育部主幹　　まずCEセンターですとか、いわゆる専門家ですね、発達相談の関係の専門家を派遣して、そこで希望する児童・生徒の行動を観察して、そして、そこでコンサルテーションを行うという形は、17年の取り組みの中では、学校から成果として非常に高く評価されているところなんですね。これは、全校にはまだ行き渡っておりませんでしたので、これをやっぱり全校でそういう専門家を活用することによって、今までとは、学校で培ってきた知見とはまた違う視点で専門家のアドバイスももらえるということは、これは非常

に大きなことだと思っております。ですから、できるだけ最低限 1 学期に 1 回は学校に行っていただく、そして、その学校の課題のある児童・生徒、学校の体制なんかもそうなんでしょうけれども、そういうところについて、ある程度アドバイスをもらう。あとは、それ以外に、やはりどうしてもそれぞれの学校の実態に応じて課題のある子が、どうしても重い子がいる場合は、それは、1 学期に 1 回とはまた別に、巡回相談等、専門家のアドバイスももらうような形は考えているところです。

千葉指導室指導主事　先ほど御指摘がありましたように、もちろん、人的な支援が必要なんですけれども、ただつけければそれで解決できる問題じゃないということに、非常に学校が気がついてきているというのがあります。先ほどの声の中にもあったかと思うんですけれども、つまり、一つの方向としては、そういう実態に対して、子どもたちに対してどう見たらいいのか、その子に対してどういう支援をしてあげていくのかという実質的な部分での教員のレベルアップを図っていくことが、非常に重要だろうと思います。一方で、やはりボランティアをどう指導して、養成していくのかということも、少し視野に入れたいと考えております。2 つの方法で人的支援というものを考えていきたいと。

川上委員　先日学校訪問させていただきまして、校長先生からのお話にあったんですけれども、教員の異動というものは、例えばこういった指導学級のあるところに、全員が経験できるようにならないものかと。やはり教員は、そういったところに対して理解ということが充分でない。また、それとともに、家庭教育ですね、そこに問題があるのではないかと。いつまでたっても学校の現場だけのことをやっても、効果はなかなか難しいのではないかと。う議論をいたしましたけれども。

小海学校教育部主幹　特別支援教育を担当しておりますけれども、やっぱり、それぞれの学校における教育の課題というのは、やっぱりさまざまあるかと思えます。基本はやはり、その児童・生徒一人一人への理解を深めるということが基本だろうと思えます。教育課題は、たくさん挙がっております。その中で、特別支援についてはこういう形ですけれども、それ以外の課題についても、やはり、学校現場はいろいろなニーズがあるかと思えます。人的なものもそうでしょうし、それぞれの課題に対する理解・啓発というか、そういうものが必要なことだと思えます。そういうことを、家庭教育も含めてというのは、これはもう教育全体のお話になろうかと思えます。私は今、指導室に籍がありますけれども、指導室全体、そして、あとは、教育長、あとはほかのセクションすべて絡んでの対応ということになるう

かと思います。そちらについての視点というのは、常に持っていたいと思っています。

齋藤委員　ちょっと意見になってしまいますけれども、よろしいですか。極めて具体的な話をさせていただきますと、学校訪問を私たちもさせていただいておりまして、ここ1年、2年見てきた中で、ある小学校なんかへ行きますと、副校長先生がつきつきりで、たった一人の子どもの後をずっとついていて、副校長先生はほとんど仕事にならないような毎日を過ごされているというのを、ちょっと事例として見てきたんですね。それと、おととしでしたか、新聞報道になりましたが、ある先生が、一人の子どもの面倒見るために、もう一人の子に手錠をかけて、一たんそこに拘束したというのが大きな事件になりましたけれども、じゃあ、どうすればいいんだってことなんですよ。これからいろんな学校に、そういった子どもたちが実際行くわけでしょう、特別支援教室という形で、いろんな学校で受け入れ体制をしていくわけですよ。そういう子どもたちが教室の中にいる。学校全体で頑張っただ面倒を見ましよう、それはわかるんです。だから、一人の先生に何か任せるんじゃなくて、みんなで協力し合おうというのはわかるんですけれども、でも、極めて具体的に考えていったときに、そういった子がほんとうに1人、2人いるだけで、現場は、とにかく手が欲しいんじゃないですか、やっぱり、私は、一番大きな問題はそこだと思うんですよ。やっぱり現場でお手伝いしていただく、現実的な人的支援が必要なんだと、私は思っているんですけれども。そこでやっぱり、それを単なるボランティアの方に任せるのではなくて、ある程度専門的な分野をカバーできる人的配置というものを具体化していかないと、19年度から各学校に置くこの制度は、相当厳しいだろうと、私は思っているんです。これは毎度言っていることですが、やっぱり、最終的には予算の問題だと、残念なんですけれども、そこら辺をもう少し真剣に考えていかないと、東京都からの予算もおそらくどんどん厳しくなってくるでしょう。八王子市も、これだけ取り組んできたんですから、途中でやめるわけにはいかない。これを真剣にやっぱり受けとめるのであるのならば、より一層真剣に考えていかないと、厳しいんじゃないかなと、私は思っているんです。

小海学校教育部主幹　確かに学校は人が欲しいとは言っておりますけれども、私が最終的に考えるのは、やはり、教員が、つまり、その担任なり、受け持っているクラスをいかに児童・生徒一人一人を理解することによって、そして、そういう課題のある行動みたいなものを理解することによって、やはり、担任の受け持っている教室はやっぱりおさまっていくのではないかということは、感じます。例えばそういう多動な子がいた場合、その子は、じゃあ、

なぜそういう行動をとるかというところを、専門的なアドバイスももらいながら、そうやって分析していくと、やはり、何も原因がなしに、理由なしにそういう行動をとっているわけではないんだと。じゃあ、どこの部分がそうなんだと、そういうことを一つ一つ突き詰めて考えていくことが、ちょっとふだんの地道な努力になろうかと思えますけれども、そういうことによって解決できる部分というのは大きいし、本来やっぱり、その部分で解決されるべき問題だなどと思っております。もちろん、人の問題というのはよくわかっておりますけれども、本質、一番の根本のところは、そのところ何だなど思っているところでございますけれども。

細野委員長職務代理者　いいですか、報告事項は、どういう問題点があって、それに対して、教育委員会としてはこういうことをやってきました、なおかつ、こういうところに今問題がありますけれども、教育委員の方々に、少しこういうことを議論してほしいですと、こういうスキームでやってほしいんですね。我々に、今こういうことをやってきましたから、こういうことでやっていますという説明だけじゃなくて。そうすると、こちらのほうとしても、何か、どこかに落ち度はないかと思って、こういう話になってしまうわけです。これは時間のむだですよ。報告事項については、今のような形に、私はしてほしいと思う。このところは、みんなで知恵を出すところなんですからね。そういうスキームでやってほしいと思います。

ほかにありますか。よろしいですか。

川上委員　原因をとおっしゃいましたけれども、結果がそうなっているわけですから、これは理屈だけではできないので、現実というものはやっぱり受け止めた上で取り組んでいただきたい。

細野委員長職務代理者　では、そういう形でお願いいたします。

では、次に行きましょうか。次は、生涯学習総務課から御報告いただきます。

米山生涯学習総務課長　それでは、報告事項2番目の包括外部監査に伴う対応について御説明させていただきます。

今回の報告事項ですが、3月1日開催された定例会で、平成17年度包括外部監査指摘等への対応一覧で御説明した際に、その資料としては、指摘事項と意見を含めて行いましたが、今回指摘事項のみ資料を作成しました。

それでは、お手元に3月15日号の広報が行っていると思えますけれども、その広報に掲

載された点を中心に御報告させていただきます。

まず富士森公園陸上競技場・テニスコート・野球場ですが、第1に、業務の効率化を図るべきであるという指摘に対しては、平成18年4月を目途に、補修センターと統合化をすることとして、それで解決していきたいと。また、利用者数や、利用率などの目標値や、目標指標の設定ですが、これは、平成18年4月から設定することとしております。

続きまして、次の2ページになります。2ページの12からですが、市民体育館ですが、職員のシフト体制の見直し、あるいは目標指標、目標値、利用料金への指摘ですが、まず第一にシフト体制については、スポーツ振興課と体育館との統合を踏まえ、結論を出すこととしました。また、具体的な目標値ですが、これは平成18年4月から設定する予定です。それから、もう1点ですが、利用料金ですが、平成19年4月を目途に、仮称「使用料のあり方検討会」で、生涯学習スポーツ部の施設だけではございませんので、市全体の施設を一つとして検討していく予定です。

なお、2月15日の定例会で、社会教育施設等の方向性についてということで報告しました体育館、あるいは富士森公園の施設について、指定管理者制度の導入の方向性を示しましたが、現状の改革をまず先行することとしました。

それから、3ページ目になります。こども科学館ですが、職員の効率化ですが、これは平成18年2月に、職員の業務を新たに展示物の説明など、直接業務に従事することで見直しました。また、子ども科学館については、中長期計画を作成し、効率的な事業を行う必要に対して、平成18年6月までに中長期計画を作成し、見直しを図っていく予定です。

説明は、以上でございます。

細野委員長職務代理者 何か質疑ございますか。よろしいですか。

では、事業計画のほうに行きましょうか。

米山生涯学習総務課長 それでは、報告事項3の平成18年度生涯学習スポーツ部事業計画(案)について御報告申し上げます。

まず事業計画報告(案)の1ページ目をごらんください。右上に「生涯学習総務課」と書いております。左から、事業名、事業内容、中段に募集人員、時期、会場、対象、括弧して申込資格、参考として、前年度の実績を載せさせていただきました。

生涯学習総務課ですが、来年度については7事業を予定しておりまして、新規事業の予定はしておりません。

続きまして、2ページから4ページですが、まず、2ページ目の中央公民館ですが、市民映画館など12事業を、3ページ目になります、南大沢公民館では、青少年講座など8事業を、続きまして、4ページ、川口公民館では、ぶれいばっく川口など8事業で、公民館全体として31事業を予定しております。

続きまして、5ページから6ページの文化財課になります。文化財課では、16事業を予定しております。6ページをごらんください。6ページの網かけのところになります。市制90周年・郷土資料館会館40周年記念特別展として、「多摩陵・高尾と八王子」を10月1日から11月12日まで新たに開催する計画でございます。

続きまして、7ページから11ページの図書館事業になります。図書館事業については、職場体験の受け入れをはじめ44事業を予定しております。

では、11ページをごらんください。11ページの網かけのところでございます。中央図書館では、北野分室の開設と、あと市制90周年記念事業などの新規事業を計画しております。

続きまして、12ページ、こども科学館になりますが、プラネタリウムの投影など、12事業を計画しております。

続きまして、13ページから15ページのスポーツ振興課ですが、スポーツレクリエーション大会をはじめ28事業を計画しており、14ページの網かけの部分をごらんください。市制90周年NHK夏季巡回ラジオ体操、あるいは八王子市長杯争奪ネオテニスオープン等、網かけの部分が新規事業で予定しております。

続いて16ページになります。16ページは、市民体育館の一般開放ですが、昨年度同様、ネオテニスをはじめ10種目を計画しております。

それから、17ページから19ページの市民体育館でのスポーツ教室ですが、スポーツ民謡をはじめ24事業を計画しておりますが、なお、この網かけの部分がすべて新規事業になります。

それから、20ページをごらんください。甲の原体育館の一般開放ですが、エクササイズ&ストレッチをはじめ7種目を計画しております。エクササイズ&ストレッチは、新規事業になります。

それから、21ページの甲の原体育館のスポーツ教室ですが、初級水泳教室をはじめ9事業を計画しております。市民体育館同様、あみかけの部分は、新規事業になっています。

報告は、以上でございます。

細野委員長職務代理者 なにか御質疑ありましたら。

齋藤委員 少し説明が速いですね。事前に配られたものと、きょう配られたものの差がどの辺にあるのかがわからなかったぐらい、何を質問していいのかわからないぐらいのスピードで説明がなされてしまって、細野委員、すみません、私、先ほどの1つ前のことが、意見なのか質問なのか。

細野委員長職務代理者 これは、報告事項だから、いいんですよ。

齋藤委員 外部監査については、前回、細野委員が非常に厳しく御意見を言われた内容ですので、それについてもう少ししっかりとまとめてくる必要があるんじゃないと言われて出てきたのがこれだということなんですね。

米山生涯学習総務課長 細野委員の御指摘の部分は、まだまとめ切れておりません。これについては、とりあえず対策を打たなきゃならない部分ですので、さらに細野委員の言われたことについては、かなり根源的な部分ですので、ちょっとお時間を要するというのと、もう一つは、市長部局の経営管理課との調整がございますので、その辺じっくり取り組んでいきたいと思っていますので。

齋藤委員 わかりました。前回、細野委員があれだけ厳しく言われた内容でしたので、この程度の報告で終わりなのかと、ちょっと疑義があったものですから。非常に厳しく御指摘のあった内容については、今後また報告があるという受けとめ方でよろしいですね。

米山生涯学習総務課長 そのとおりでございます。

齋藤委員 じゃあ、外部監査の件はわかりました。

もう一つ、じゃあ、生涯スポーツ部事業計画（案）ですけれども、網かけの部分が、新しい事業のところなわけですね。

米山生涯学習総務課長 そうです。

齋藤委員 これだけたくさんをいろいろとやられているということ、私も教育委員になって、こういう資料を見させていただいて、ほんとうに恥ずかしながら、初めて知るんです。もっと何かうまくPRできないのかなと思うんですよね。一般の市民の方々に、これだけいろいろと生涯学習スポーツ部が事業計画を立てて実施しているということが伝わっているのかなというところ。その辺りはどうですか。

米山生涯学習総務課長 実は、まず市の広報で、こども科学館についてある程度スペースを

いただく交渉をしております。広報はどうしても月2回発行ですので、まとめてやると、すごく量が多いんですけども、月々になると、かなりそれが薄らいでしまうという傾向があります。それから、インターネットでのPR、それから、新聞記者への投げ込みですね。特に新聞社等への投げ込みについては、新しい事業が中心に挙げられる部分がございますけれども、そういう部分と、あと、ポスター・チラシをどかなり使って、関係のところに配布していくという形で、1年間をまとめると目立ちますので、ただ、広報には毎回生涯学習スポーツ部として載っておりますので、そこが、まとめたから目立つという形になりますので、その辺のところは、1年に1回、こういう形でまとめてPRをかけたいとは思っております。

細野委員長職務代理者　ほかにどうですか。

齋藤委員　続いてちょっと質問で、細かいところになりますけれども、事前に配られた資料と、きょう配られた資料の中で、ちょっと10ページのところ、事前配付のものと、随分このページが大きく変わっているように感じるんですが、これは、何が大きくこんなに変わったんですか。

米山生涯学習総務課長　1点は、読書感想画のところ、網かけがなくなった。そこは、新規事業という形じゃなくて、継続ですので、そこが大分減りました。新規事業のところ、そこだけです。あとは、ほとんどあみかけの部分で、ちょっと、もう一回議論し直しまして。

齋藤委員　継続だということで、網かけが抜けたということですか。

米山生涯学習総務課長　はい。抜けたということです。

細野委員長職務代理者　ほかにいかがですか。

米山生涯学習総務課長　件数は、同じです。あとは、数字がちょっと一部間違いがありましたので訂正しましたけれども、それ以外は訂正しておりません。

細野委員長職務代理者　一ついいですか。この前、ある研究会がありまして、フィンランドが、なぜあんなに教育成果が上がっているのかという話があって、家庭での勉強の時間というのは、そんなに日本と変わらない。ただ、学校が終わった放課後、町の図書館に子どもたちが行って、いろいろな本を読んだりする、勉強に対して興味がわいてくるというような、そういう仕組みづくりをやっているんですね。

学校に僕も訪問して行ったんだけど、どうも学校の図書館の使い勝手が悪いところがあって、これはシステム等も関係してくるかもしれないけれども。だから、放課後図書館を使うとか、あるいは地域の図書館のほうに行って本を読むとか、そういう仕組みづくりとい

うのを少し考えてもらえないかなと思うんですね。確かに、塾とか、そういうところに行く人たちもいるかもしれないけれども、そういう子どもたちばかりではないわけですから。そうしたら、放課後の図書館、あるいは放課後じゃない、学校時間の中での図書館の開放かなんかを少しやって、連携をとってほしいなと思うんですけども、その件について。はい、どうぞ。

西野生涯学習スポーツ部参事　やはり図書が古いと利用が少ないということが出ておりますので、また、現実に予算が、学校図書室については少ないものですから、18年度から児童図書を、貸出用の図書を1,000冊ばかり買いまして、それを学校に貸し出すと、そういう方法はっております。小学生、中学生から本に親しむ習慣をつけないと、大人になると、もう読まなくなってしまいますので、その辺に力を入れていきたいと思います。

細野委員長職務代理者　今いいお話ありましたね。剥脱現象と言うんだけれども、あれぐらい大学まで一生懸命勉強した人たちが、大人になると、日本人が一番知識がなくなるって。非常に大人には頭が痛い話なんだけれども、そのあたりのことも少し考えてほしいと思いますね。もう少し本を、大人ほど読んでほしいというのがありますので。多摩市なんかと比べると少し、八王子の図書というのは、専門図書が少ないんじゃないかと、私は、比較すると思うんですけども、いかがでしょうか。

西野生涯学習スポーツ部参事　専門図書の分野があると思いますけれども、そんなに劣っているとは思いません。蔵書数については、八王子のほうが多いです。ただ、専門になりますと、研究分野が限られてしまいますので、八王子になれば、ほかの市、また、東京都、また、大学もありますので、研究者にとっては、大いに利用したければ、相談いただければ、そういう提供はできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、大人になると本を読まないということなんですけれども、ここで大分団塊の世代の人たちが定年を迎えて、図書館に目を向けてきているような傾向があります。図書館で一体何をやるんだというようなことで、高齢者の調べ学習という制度を16年から始めまして、毎年20人から30人程度、本を利用して調べるといって提唱をしておりますので、非常に好評でして、今、来年度も続けていきたいと思っております。

細野委員長職務代理者　ありがとうございました。

ほかによろしいですか。はい、どうぞ。

齋藤委員　ちょっと細かいところで、7ページの一番上のところで、「職場体験の受入れ」と

いうところがあるんですけども、こういう報告事項とはいえ、ちょっと気がついたんで、質問しなきゃいけないと思ったんですが、これ、事前に配られたものは「職場訪問」になっていたんで、突っ込もうと思ったら、ちゃんと直っているのですすがだなぁと思ったんですが、今、町田市のほうでもどんどんやっていて、八王子市でも、職場体験というのをどんどん行っているわけなんで、私、それがいいとも一概には思ってもいないんですが、ただ、一般の民間事業の方々に御協力を広くお願いしていて、御存じのとおり、町田などでは受け入れ場所がないので、八王子も協力しようというような状況がありますよね。そんな状況の中で、これは図書館だけでなく、教育委員会として、もっと職場体験のところを広く、いろんなところで中学生の受け入れ体制を広げていく必要があるような気が、私はしています。今のところ図書館だけですよね、教育委員会としては、八王子市としては、いろんな部署で受け入れているのかな、ちょっとそのあたり具体的なところがわからないんですが、もっと行政もかかわっているよという姿勢を見せていかないと、一般の民間の方々に御協力を得ようとするときに、ちょっと説得力がないような気がするんですね。

山本スポーツ振興課長　市民球場のほうで、毎年中学生を受け入れております。ただ、図書館のように、大勢じゃないものですから、事業という位置づけではなくて、通常の職務の中で、3日間なり、1週間なり、10日間なりという対応で受け入れております。

福田生涯学習スポーツ部主幹　甲の原体育館のほうでも、ことしは、石川中学校ですけども、6名受け入れております。1日体験でございます。

森生涯学習スポーツ部主幹　こども科学館のほうでも、中学生を、職場体験ということで、学校の要望にこたえながらやっております。

菊谷生涯学習スポーツ部長　生涯学習スポーツ部は、施設はすべて、図書館とは多少、人数とか期間が違いますけれども、全部受け入れをしています。

齋藤委員　よくわかりました。これからも、ぜひ続けてよろしく願いいたします。ありがとうございました。

細野委員長職務代理者　ほかに意見ございますか。よろしゅうございますか？

意見がないようでございます。ただいま生涯学習総務課の報告が終わりました。

では、何か報告する事項はございますでしょうか。

坂本学校教育部長　ございません。

細野委員長職務代理者　では、以上で公開の審議は終わりたいと思います。

委員の方々から、何か報告事項はございますか。よろしゅうございますか。
ないようでございます。では、これで暫時休憩といたします。
休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は、御退出お願いいたします。御苦労さまでした。

【午前10時45分閉会】